

中間前金払制度に関するQ&A

Q 1 中間前金払とはどのようなものですか？

A 1 現在、1件あたりの請負代金300万円以上の建設工事においては、請負代金の4割を限度に前金払の請求が可能となっておりますが、工事の中間段階で一定の要件を満たしていれば、さらに請負代金の2割を限度に追加して支払う前金払のことを中間前金払といいます。

Q 2 中間前金払の対象となる工事は？

A 2 中間前金払の対象となる工事は、1件あたりの請負代金の額が300万円以上です。ただし、当初の前払金の支払いを受けていることが必要になります。

Q 3 中間前金払の支払い限度額は？

A 3 中間前金払の額は、請負代金の2割を超えない額とし、当初の前金払と同様に、10万円未満の額を切り捨てるものとします。ただし、前金払と中間前金払の合計額が請負代金の6割を超えてはならないものとします。

Q 4 中間前金払を請求できる要件は？

A 4 請負代金が1件300万円以上の建設工事について、前払金の支払を受けた後、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する費用が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

Q 5 中間前金払と部分払の関係はどうなりますか？

A 5 部分払が可能となっている場合、中間前金払と部分払の併用は可能です。ただし、中間前金払の後に部分払の請求は可能ですが、部分払の後は中間前金払の請求を行っていただくことはできませんのでご注意ください。

Q 6 中間前金払の認定には何が必要ですか？

A 6 中間前金払に係る認定請求書、工事履行報告書及び実施工程表等が必要となります。認定要件に該当するか否かを工事履行報告書、実施工程表等により発注担当課で審査することとなります。

Q 7 中間前金払の認定を受ける場合、出来形検査が必要ですか？

A 7 部分払では出来形検査が必要であるのに対し、中間前金払では出来形検査はせず、中間前金払の認定は書面による審査のみとなり、手続きが簡素化されています。ただし、認定後に認定通知書を添えて前払金保証事業に関する保証事業会社へ保証契約の申し込みを行い、保証事業会社の発行する「中間前払金保証証書」が必要となります。

Q 8 中間前金払の支払いまでの期間はどの程度かかりますか？

A 8 発注担当課は、受注者から中間前金払に係る認定請求書等の提出があつてから原則7日（遅くとも10日）以内に審査し、認定する場合は認定通知書により受注者へ通知します。その後、受注者は認定通知書を添えて前払金保証事業に関する保証事業会社へ保証契約の申し込みを行い、保証事業会社の発行する「中間前払金保証証書」を添付の上、中間前払金の請求書を発注担当課へ提出すると、その日より15日以内に支払が行われます。

Q 9 契約変更により工期が延長となった場合、要件にある「工期の2分の1」はどうなりますか？

A 9 契約変更後の延長された工期の2分の1となります。

Q 10 契約変更により、増額又は減額された場合の中間前払金はどのようになりますか？

A 10 増額変更の場合、従来の前払金と同様に当初契約の頭書に記載されている額を限度額とします。

減額変更の場合、前払金と中間前払金の合計額が6割を超えてはならないので、「変更後の請負代金×20%」と「変更後の請負代金×60%－受領済みの前払金」を比較し、低い方の金額となります。